

熊本市税条例の一部改正について

熊本市税条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市税条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市税条例（昭和25年告示第89号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第25条の2第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第27条の3中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第27条の5の2第1項を次のように改める。

所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体に対するもの又は本市における教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして規則で定めるものに限る。）を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除

額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第27条の2及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益

が及ぶと認められるものを除く。)

第32条の6の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第32条の6の5第1項中「当該年度の前年度において第32条の6の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第32条の3第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

第32条の7第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第34条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第40条の3及び第40条の5中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第64条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

第64条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第7条の4中「附則第18条の2第1項」の次に「、附則第18条の2の2第1項」を加える。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第64条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第25条の2第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第25条の2第1項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民

税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第25条の2第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第27条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第27条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同項第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第27条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第27条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第27条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第27条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第27条の5の2第1項中「山

林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段を「、第27条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「第25条の2及び第27条の2」を「第25条の2第1項及び第2項並びに第27条の2」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第25条の2第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第27条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第27条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同項第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第18条の2の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第25条の2第1項及び第2項並びに第27条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲

渡所得金額に係る所得の金額（第25条の2第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第18条の2第1項」とあるのは「附則第18条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

附則第18条の2の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第18条の2の4から第18条の2の6までを削る。

附則第18条の3を次のように改める。

#### 第18条の3 削除

附則第18条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第27条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第27条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条の4の2を削る。

附則第18条の4の3第2項第1号中「附則第18条の4の3第1項」を「附

則第18条の4の2第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「附則第18条の4の3第1項」を「附則第18条の4の2第1項」に、「、第27条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第27条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同項第3号及び第4号中「附則第18条の4の3第1項」を「附則第18条の4の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第18条の4の3第3項」を「附則第18条の4の2第3項」に改め、同項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「附則第18条の4の3第3項」を「附則第18条の4の2第3項」に、「、第27条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4の3第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第27条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の3第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、「附則第18条の4の3第4項」を「附則第18条の4の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第18条の4の3第3項」を「附則第18条の4の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第18条の4の3第3項」を「附則第18条の4の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第18条の4の3第3項」を「附則第18条の4の2第3項」に改め、同条を附則第18条の4の2とする。

附則第18条の4の4を削る。

附則第18条の5を次のように改める。

第18条の5 第40条の2の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第40条の2中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第18条の5の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第21条中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第35項若しくは第40項」に改める。

附則第22条及び第23条を削る。

附則第24条を附則第22条とする。

第2条 熊本市税条例の一部を次のように改正する。

附則第18条の2の3を削る。

附則第18条の5の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中熊本市税条例第27条の3の改正規定及び次条第8項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中熊本市税条例附則第4条の2及び第18条の2の3第2項の改正規定、附則第22条及び第23条を削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中熊本市税条例第64条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中熊本市税条例第25条の2第5項及び附則第18条の4の3第5項第3号（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）の改

正規定、第2条中熊本市税条例附則第18条の5の2の改正規定並びに次条第4項の規定 平成28年1月1日

(5) 第1条中熊本市税条例第18条、第32条の7、第34条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第7項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(6) 第1条中熊本市税条例第32条の6の2第1項及び第32条の6の5第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成28年10月1日

(7) 第1条中熊本市税条例附則第7条の4、第16条の3（同条第3項第2号の改正規定を除く。）、第18条の2（同条第2項第2号の改正規定を除く。）及び第18条の2の2の改正規定、附則第18条の2の4から第18条の2の6までを削る改正規定、附則第18条の3の改正規定、附則第18条の4の2を削る改正規定、附則第18条の4の3（同条第2項第2号（「附則第18条の4の3第1項」を「附則第18条の4の2第1項」に改める部分を除く。）並びに同条第5項第2号（「附則第18条の4の3第3項」を「附則第18条の4の2第3項」に改める部分を除く。）及び第3号（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）の改正規定を除く。）の改正規定並びに附則第18条の4の4を削る改正規定、第2条中熊本市税条例附則第18条の2の3を削る改正規定並びに次条第6項の規定 平成29年1月1日

(8) 第1条中熊本市税条例第40条の3及び第40条の5の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第18条の2の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第

26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第32条の6の2及び第32条の6の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

6 新条例附則第7条の4、第16条の3、第18条の2、第18条の2の2及び第18条の4の2の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

7 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

8 新条例第27条の3の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第64条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第64条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第64条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第64条	熊本市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第64条
新条例附則第16条の表第64条第2号アの項	第64条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第64条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

（都市計画税に関する経過措置）

第7条 新条例附則第21条の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第21条の規定の適用については、同条中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。

（提出理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の施行等に伴い、法

人の市民税の法人税割の税率の引下げ等を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。